

鋼船規則

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編

2006 年 第 2 回 一部改正
2006 年 第 2 回 一部改正

2006 年 6 月 15 日 規則 第 43 号 / 達 第 46 号

2006 年 5 月 12 日 技術委員会 審議

2006 年 5 月 30 日 理事会 承認

2006 年 6 月 9 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
財団法人 日本海事協会

鋼船規則

規
則

B 編 船級検査

2006 年 第 2 回 一部改正

2006 年 6 月 15 日 規則 第 43 号

2006 年 5 月 12 日 技術委員会 審議

2006 年 5 月 30 日 理事会 承認

2006 年 6 月 9 日 国土交通大臣 認可

2006年6月15日 規則第43号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

3 章 年次検査

3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.4 区画及びタンクの内部検査

表 B3.4 中，“タンカー及び危険化学品ばら積船に対する要件”の欄を次のように改める。

表 B3.4 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
タンカー及び危険化学品ばら積船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・全般について行う。
2 貨物タンクに隣接するポンプ室及びパイプトンネル	・ガスを十分に排除し、内部を掃除したのち内部検査を行う。その際、ポンプ室では特にポンプ類の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。
3 バラストタンク	・建造後 5 年を超える油タンカー及び危険化学品ばら積船について、前回の定期検査又は中間検査の検査結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。 ・建造後 5 年を超える、ダブルハル油タンカーを除く油タンカーについて、加熱管が設置されている貨物タンクに面接触するすべてのバラストタンクについて行う。ただし、前回の定期検査又は中間検査にて塗装状態が優良であると判断されたタンクは、検査員が差し支えないと認める場合、適当に参酌することがある。

4 章 中間検査

4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査

4.2.4 区画及びタンクの内部検査

主文を次のように改める。

中間検査では、表 B4.2 に掲げる区画及びタンク並びに以前の検査において認められた疑わしい箇所について内部検査を行う。ただし、油タンカー及び危険化学品ばら積船のバラストタンクの塗装状態の判定は、本会の定める塗装判定基準による。

表 B4.2(2)を次のように改める。

表 B4.2(2) 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
タンカー及び危険化学品ばら積船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・全般について行う。
2 バラストタンク	<ul style="list-style-type: none"> ・建造後 5 年を超え 10 年以下の油タンカー及び危険化学品ばら積船では、代表的なバラストタンクについて行う。ただし、ダブルハル油タンカーを除く油タンカーにあつては、全てのバラストタンクについて行う。 ・視認できる構造欠陥がない場合には、内部検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・内部検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・内部検査の結果、次の(a)から(c)の場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク(他の同じ様式のバラストタンクを含む。) (c) 加熱管が設置されている貨物タンクに面接触するすべてのバラストタンク(ダブルハル油タンカーを除く油タンカーに限る。)
ばら積貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・全般について行う。
2 バラストタンク	<ul style="list-style-type: none"> ・建造後 5 年を超え 10 年以下のばら積貨物船では、代表的なバラストタンク及びバラスト兼貨物倉について行う。検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・視認できる構造欠陥がない場合には、検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・二重底である場合を除き、塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。
3 貨物倉	・建造後 5 年を超えるばら積貨物船について、すべての貨物倉について行う。
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・全般について行う。

2. バラストタンク	・貨物船に対する要件に同じ。
3 貨物倉	<ul style="list-style-type: none"> ・建造後 5 年を超え 10 年以下の一般乾貨物船について、船首及び船尾の各 1 個（木材運搬船にあつてはすべて）の貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む）について行う。 ・建造後 10 年を超える一般乾貨物船について、すべての貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む）について行う。

（備考）

- (1) 「代表的なバラストタンク」とは、少なくとも船首タンク、船尾タンク及び貨物積載区域内の 2 個（ダブルハル油タンカー及び二重船側構造ばら積貨物船の場合は 3 個）の深水タンクをいう。

5 章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.4 区画及びタンクの内部検査等

-3.を次のように改める。

-3. タンカー及び危険化学品ばら積船の定期検査では、-1.及び-2.によるほか、各定期検査時に表 5.2 に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。ただし、バラストタンクの塗装状態の判定は、本会の定める塗装判定基準による。

表 B5.2 を次のように改める。

表 B5.2 タンカー及び危険化学品ばら積船に対する内部検査の追加要件

定期検査	検査項目	備考
すべての定期検査	1 すべての貨物タンク	<ul style="list-style-type: none"> ・油タンカーでは、バラスト兼貨物油タンクが配置されている場合、バラスト積載履歴及び防食措置の程度を考慮の上、当該バラスト兼貨物油タンクを特に注意して検査する。 ・油タンカーでは、貨物油タンク底板の内側のピッチングの状況に特に注意して検査する。 ・油タンカーでは、貨物油タンク内の貨物油吸引管のベルマウスを取外し、その付近のタンク底板及び隔壁を検査する。
	2 貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（バラストタンク、ポンプ室、コファダム、パイプトンネル及び空所）	<ul style="list-style-type: none"> ・油タンカー及び危険化学品ばら積船のバラストタンクについては、次の(a)から(c)の場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク(他の同じ様式のバラストタンクを含む。) (c) 加熱管が設置されている貨物タンクに面接触するすべてのバラストタンク(ダブルハル油タンカーを除く油タンカーに限る。) ・ポンプ室ではポンプ類の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。

附 則

1. この規則は、2006年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

B 編 船級検査

要
領

2006 年 第 2 回 一部改正

2006 年 6 月 15 日 達 第 46 号
2006 年 5 月 12 日 技術委員会 審議

2006年6月15日 達 第46号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その1

B1 通 則

B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 検査準備

-10.を次のとおり改める。

-10. 規則 B 編 1.3.1(13)に規定するばら積貨物船及び2006年7月1日以降建造開始段階にあった規則 C 編 31A.1.2(1)に規定するばら積貨物船については、規則 B 編 1.4.2-1.に規定される点検記録の確認において、倉口蓋がIMOの決議MSC.169(79)“*Standards for owner’s inspection and maintenance of bulk carrier hatch covers*”に従って整備されていることを確認する。ただし、総トン数500トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって *Restricted Greater Coasting Service*, *Coasting Service* 若しくは *Smooth Water Service* 又はこれらに相当する付記を有するものについては、これを斟酌する。

附 則 (改正その1)

1. この達は、2006年7月1日から施行する。

B4 中間検査

B4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査

B4.2.4 区画及びタンクの内部検査

主文を-1.とし、-2.として次の1項を加える。

-2. 規則 B 編 4.2.4 中の本会が定める塗装判定基準とは、次の(1)から(3)による。

- (1) 次の(a)から(c)の判定基準による。
 - (a) 次の i) 及び ii) に該当する状態を優良とする。
 - i) 塗膜の破損がなく、考慮されている箇所の 3%未満の範囲にのみ点状の錆が発生している。
 - ii) 考慮されている箇所の部材の自由端及び溶接継手箇所において 20%未満の範囲にのみ錆が発生している。
 - (b) 次の i) から iii) の何れかに該当する状態を良好とする。
 - i) 塗膜の破損及び錆が考慮されている箇所の 3%以上 20%未満の範囲にわたり発生している。
 - ii) 厚い錆が考慮されている箇所の 10%未満の範囲にわたり発生している。
 - iii) 考慮されている箇所の部材の自由端及び溶接継手箇所において、20%以上 50%未満の範囲にわたり錆が発生している。
 - (c) 次の i) から iii) の何れかに該当する状態を不良とする。
 - i) 塗膜の破損及び錆が考慮されている箇所の 20%以上の範囲にわたり発生している。
 - ii) 厚い錆が考慮されている箇所の 10%以上の範囲にわたり発生している。
 - iii) 考慮されている箇所の部材の自由端及び溶接継手箇所において、50%以上の範囲にわたり錆が発生している。
- (2) 前(1)でいう、「考慮されている箇所」とは、各バラスタンクにおいて次の(a)から(d)の区分とする。なお、考慮されている箇所においては、関連する板部材及び防撓材等を含む。
 - (a) ダブルハル油タンカーを除く油タンカーのバラスタンク
 - i) 甲板部及び船底部の 2 区分
 - ii) 船側外板、縦通隔壁及び横隔壁にあつては、上部、中間部及び下部の 3 区分
 - (b) ダブルハル油タンカー及び危険化学品ばら積船
 - i) 二重底バラスタンクにあつては、内底部及び船底部の 2 区分
 - ii) 二重船側バラスタンクにあつては、甲板部及び船底部の 2 区分
 - iii) 二重船側バラスタンクの船側外板、縦通隔壁及び横隔壁にあつては、上部、中間部及び下部の 3 区分
 - (c) 船首タンクにあつては、甲板部、中間部及び下部の 3 区分
 - (d) 船尾タンクにあつては、上部及び下部の 2 区分

- (3) 各バラストタンク全体の塗装状態は、前(2)に定める各タンクの区分毎に判定された塗装状態中、最下位の塗装状態とする。

B5 定期検査

B5.2 船体，艀装，消火設備及び備品の定期検査

B5.2.4 区画及びタンクの内部検査

-3.として次の1項を加える。

- 3. 規則 B 編 5.2.4-3.中の本会が定める塗装判定基準とは、B4.2.4-2.によること。

附 則（改正その2）

1. この達は、2006年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。